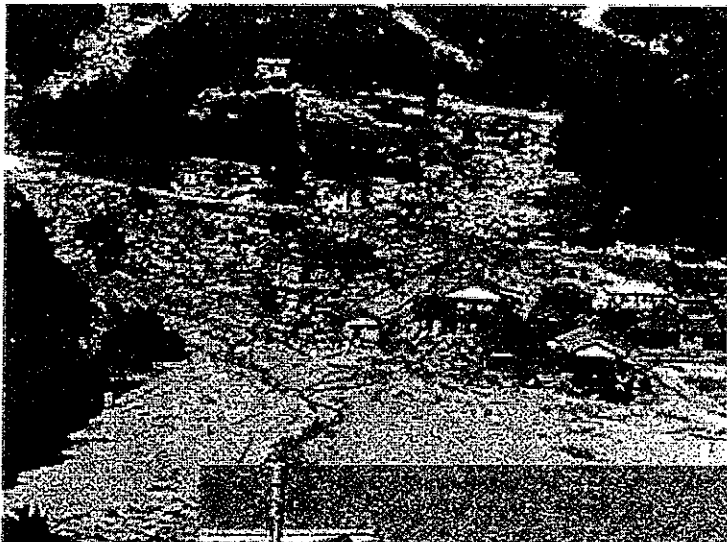


防災集団移転促進事業

(国庫補助事業)



防災集団移転促進事業は、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図るものです。

特 徴

- ◆移転先の住宅団地や公共施設は地方公共団体が整備します。
- ◆移転者に対して、住宅の建設等に要する費用や移転に要する費用を市町村が補助します。
- ◆農林水産業の継続に必要な場合、住宅団地内に共同作業所等を整備します。
- ◆以前住んでいた場所では、再び住宅が建設されて危険が生じることがないように、建築規制が行われます。
- ◆住民の皆さんの意見集約、合意形成が特に重要です。

制度の概要

■事業計画の策定等

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議しその同意を得て、集団移転促進事業計画を定めます。

- 移転促進区域： 災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第39条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住民の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域です。
- 住宅団地の整備： 10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要です。なお、新潟県中越地震被災地については5戸以上等に緩和する特例があります。

■事業主体

市町村（特別な場合は都道府県）

■国の補助

右記の項目に対して、国庫補助の対象となります（補助率3/4）。

■市町村の配慮

市町村は、事業計画の策定に当たり、①移転促進区域内の住民の意向を尊重するとともに、②移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなるように配慮しなければなりません。

■地方債の特例等

地方債の発行、国の普通財産の譲渡・貸付に関する特例措置があります。

国庫補助対象事業

事業主体が行う以下の経費について、一定の補助限度額内で事業主体に国庫補助金が交付されます。

- ①住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 [国 → 事業主体]
事業主体が移転者のための住宅団地の用地取得・造成を行う場合に、国庫補助の対象となります。
(ただし、宅地を分譲する場合は、当該宅地に係る用地費・造成費は補助の対象となりません。)
- ②移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 [国 → 事業主体 → 移転者]
移転者が住宅団地において住宅の建設や土地の購入等を行うため金融機関等から必要資金を借り入れた場合で、その利子相当額に対して市町村が移転者に補助した場合に、国庫補助の対象となります。
- ③住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用 [国 → 事業主体]
事業主体が住宅団地に必要な道路、飲用水供給施設等の整備を行う場合に、国庫補助の対象となります。
- ④移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 [国 → 事業主体 (→ 地権者)]
防災上の見地から事業主体が移転促進区域内のすべての農地及び宅地を買い取る場合に、国庫補助の対象となります。
- ⑤移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 [国 → 事業主体]
農林水産業に従事されていた移転者が移転後においても引き続き同じ職業に従事する場合で、住居の移転に伴い必要とされる共同作業所、共同加工所または共同倉庫を事業主体が整備する場合に、国庫補助の対象となります。
- ⑥移転者の住居の移転に対する補助に要する経費 [国 → 事業主体 → 移転者]
住居の移転に伴い家財道具を運搬したり、従前の家屋を取り壊したりする費用等について、市町村が移転者に補助した場合に、国庫補助の対象となります。



移転促進区域の土地利用規制

移転促進区域に再び住宅が建設されて危険が生じることのないよう、移転促進区域内について建築規制を行うこととなります。

手続の流れ

被災地の復旧・復興に向けた様々な検討

- 現地での再建か、移転か
- 集団で移転か、個別か など

地域住民の集団移転に対する合意

市町村による集団移転促進事業計画の策定

■計画に定める項目

- ①移転促進区域
- ②移転促進区域内にある住居の数並びに住居を移転しようとする住民（以下「移転者」といいます）の数及び当該移転者の属する世帯の数
- ③住宅団地の整備または住宅団地における住宅の整備に関する事項
- ④移転者の住宅団地における住宅の建設もしくは購入または住宅用地の購入に対する補助に関する事項
- ⑤住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所その他の公共施設の整備に関する事項
- ⑥移転促進区域内における農地、宅地その他の土地（以下「農地等」といいます）の買取り及び植林その他の農地等の利用に関する事項
- ⑦移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制に関する事項
- ⑧移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備その他移転者の生活確保に関する事項
- ⑨移転者の住居の移転に対する補助に関する事項
- ⑩集団移転促進事業の実施に必要な経費及びその資金計画

地域住民の参画

都道府県の支援

市町村（都道府県経由）からの事業計画協議と国土交通大臣の同意

住宅団地の造成、住宅の建設、公共施設等の整備の実施

住宅団地への移転

◆このパンフレットについてのお問い合わせは◆

国土交通省 都市・地域整備局 都市・地域安全課

電話 03-5253-8402 ファクス 03-5223-1587